消費者情報アンテナ

問／地域づくり支援課　☎463-2648

「1回だけのお試し」のつもりが…

―ネット通販では注文時に内容をよく確認しましょう―

「1回だけのお試しのつもりで、通常よりも安い価格で商品を購入したら、実は定期購入だった」「解約したくても電話がつながらない」というトラブルが多数寄せられています。ネット通販はパソコンやスマートフォンを利用してインターネットで簡単に商品を購入できる反面、契約内容や解約条件をよく確認しないとトラブルに遭うことがあります。

【トラブル事例】

①インターネットでお試し価格の商品を購入した。1回だけのつもりがその後も商品が届き、請求書も同封されていた。事業者に電話で確認をすると**定期購入**になっていると言われた。2回目以降の金額は高額で支払うことができない。

②10日以内であれば電話でいつでも解約できると書いてあったので、広告サイトから気軽に商品を購入した。商品を使用してみたが、自分には合わなかったため、解約しようと思い電話をかけた。しかし、何度かけても事業者にはつながらず、解約したいのに解約できない。

●トラブルを防ぐために…

①契約内容を確認しましょう

お試し価格のように通常価格よりも安く購入できる商品は、定期購入が条件になっている場合があります。商品を注文する際には、広告と最終確認画面で**定期購入が条件になっていないこと**をよく確認しましょう。スマートフォンは画面が小さく、文字も細かいため、見落とさないように気をつけましょう。最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットで保存しておくとよいでしょう。

②解約条件を確認しましょう

ネット通販に限らず通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。返品や解約は事業者のホームページや広告に表示されている内容に従うこととなります。定期購入と知らなかった、自分には合わなかったからといって、すぐに解約ができるとは限りません。商品を注文する際には、解約条件をよく確認しましょう。

③連絡の記録を残しましょう

事業者に何度電話をかけてもつながらず、解約期間が過ぎてしまうケースがあります。事業者に連絡した証拠として、電話、FAX、メールなどの記録を残しておきましょう。

最終確認画面は、契約内容を確認する大切な画面です。入力項目だけでなく、画面の小さな文字もよく読み、最後まできちんと確認をしてから商品を注文しましょう！

冬に多発する入浴中の事故にご注意ください！

寒くなると温かいお風呂に長くつかりたくなります。しかし、冬は急激な温度変化によりヒートショックが起こりやすくなる時期でもあります。入浴中の事故を防ぐために次のことに気をつけましょう！

- **入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。浴槽のフタを入浴前に開けておくと浴室全体が暖かくなります。**
- **湯船の温度は41℃以下に設定し、湯船につかるのは10分以内にしましょう。**
- **浴槽から急に立ち上がらず、ゆっくり立ち上がりましょう。**
- **入浴前後に水分補給をしましょう。**
- **食後すぐの入浴、アルコールが抜けていない状態での入浴はやめましょう。**
- **入浴前に同居者に一声を掛けて、見回ってもらいましょう。**

※参考：国民生活センター「お試し」のつもりが「定期購入」！？第2弾／消費者庁News Release冬季に多発する入浴中の事故に御注意ください！

大学生が狙われている!!

―もうかる投資情報と偽りUSBメモリの購入トラブルにご注意!―

昨今、大学の友人や先輩後輩などの紹介で、「このUSBを使用すればもうかる」などと言って高額なUSBメモリを購入させられるマルチ商法の被害が増えています。

事例

大学の先輩に「初心者でもすぐに20万円をもうけられる」と言われ、投資に詳しい人を紹介され、喫茶店に行った。

そこで「このUSBメモリを使えば簡単にもうかる」と言われ、50万円もするUSBの購入を迫られた。高額だったので断ったが、「学生ローンで借りればいい、もうかるからすぐに返済できる」と何時間も説得され、結局断り切れず、学生ローンを数社案内された。

学生ローンでは、指示されたとおり留学すると偽って借金をし、USBメモリを購入したが、USBメモリに入っている情報を見てもよくわからずもうからない。

そこで返金を申し出たが、友達を一人紹介すれば5万円のマージンがもらえると言われた。もうこれ以上関わりたくないので解約をしたい。

POINT

- **契約のきっかけは友人・知人からの誘いで、勧誘されると断りにくい。**
- **もうけ話の実態がよく分からない。USBメモリ内の情報もよく分からない。**
- **安易に借金を勧められる。借り入れの際に虚偽申告をするよう指示される。**
- **友人・知人を誘うことから被害が広がりやすい。**

ココに気をつけて!

確実にもうかる、簡単に大金を稼げるという話には注意しましょう。

USBメモリを購入すればもうかるというものではありません。利益を得ることは難しく、友人や先輩がもうかったと言っても誰でももうかるとは限りません。親しい人、断りづらい人から勧誘を受けても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。

また、安易に多額の借金をすることは控えましょう。

さらに紹介料欲しさに友人らを勧誘し、借金までさせた場合は、**自分自身が加害者になる**ことになりますので、絶対に控えてください。

イラスト：国民生活センターHPより引用

ご利用ください消費生活相談

相談日／毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前10時～正午、午後1時～4時

場　所／消費生活センター（市役所別館4階　48番窓口）
☎463-1111（内線2256）
契約トラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務などの相談を受け付けています。

問…問い合わせ